

## 議第310号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第8条の2第2項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定により介護時間の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日において同条第2項に規定する連続する3年の期間を経過していないものの当該介護時間に関するこの条例による改正後の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定の適用については、同項中「連続する5年」とあるのは、「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号）による改正前の京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定により介護時間を受けた最初の日から起算して5年」とする。

提案理由

介護時間を取得することができる期間を延長する必要があるので提案する。